



鳥取県公報

平成 22 年 1 月 15 日 (金)
号外第 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 調達公告 総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) 2

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月15日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 工事概要

(1) 工事名

鳥取県立中央病院本館耐震補強工事（建築）

(2) 工事内容

本件工事は、鳥取県立中央病院本館の耐震安全性向上のための工事である。詳細は、鳥取県立中央病院本館耐震補強工事（建築）実施要項（以下「実施要項」という。）及び鳥取県立中央病院本館耐震補強工事（建築）概要書（以下「工事概要書」という。）による。

(3) 工事場所

鳥取市江津730

(4) 工期

契約締結日の翌日から平成23年3月15日まで

(5) 予算額等

ア 予算額 1,284,034,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

イ 予定価格 平成22年2月16日にインターネット上の鳥取県立中央病院の公式ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/> 以下「ホームページ」という。）で公表する。

(6) 入札方法等

ア 本件工の入札は、入札前に施工方法等の提案を受け付け、当該施工方法等入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。

イ 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 共同企業体が2名の者により自主的に結成されたものであること。なお、構成員のうち1名は、本店を鳥取県内に有している者であること。

(2) 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(3) 共同企業体を代表する構成員（以下「代表構成員」という。）の出資比率は60パーセントを超えていることとし、他の構成員の出資比率は10パーセント以上であること。

(4) 各構成員が次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年1月15日（金）から同年3月24日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号）鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止等を受けていない者であること。

ウ 平成22年1月15日（金）から同年3月24日（水）までの間のいずれの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

- エ 平成20年鳥取県告示第433号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち発注工事種別の建築一般に係るものを有すること。
- オ 実施要項に示す選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業でないこと。
- カ 次に掲げる本件工事に係る設計業務の受託者と、資本又は人事の面において関連を有する者でないこと。
東京都品川区東五反田一丁目2番33号白雉子ビル
株式会社伊藤喜三郎建築研究所
- キ 構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (5) 代表構成員が、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
- ア 競争入札参加資格における建築一般工事に係る総合評点（P点）が1,250点以上であること。
- イ 平成12年1月1日以降に発注された延べ面積3,000平方メートル以上の既存建物に係る耐震補強工事を元請として施工し、その工事が平成21年12月31日までに完了した実績を有すること（建築一式工事における実績を含み、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- (6) 代表構成員以外の構成員が、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
- ア 競争入札参加資格における建築一般工事に係る総合点数が1,170点以上であること。
- イ 平成12年1月1日以降に発注された延べ面積1,000平方メートル以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の新築工事を元請けとして施工し、その工事が平成21年12月31日までに完了した実績を有すること（建築一式工事における実績を含み、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- (7) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者及び主任技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成14年5月22日付管第471号鳥取県県土整備部長通知）に定めるところにより、監理技術者及び主任技術者に加え、オに掲げる要件を満たす1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を専任で配置できること。なお、入札参加表明に係る資料提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって競争入札参加資格の確認に係る資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。また、監理技術者、主任技術者及び追加技術者については、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等極めて特別なやむを得ない理由を除き、原則として変更を認めない。なお、落札者決定後、工事実績情報システム（CORINS）等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。
- ア それぞれが、1級建築施工管理技士資格又は一級建築士免許を取得後、5年以上の実務を経験していること。
- イ 監理技術者にあつては、平成12年1月1日以降に発注された延べ面積3,000平方メートル以上の既存建物に係る耐震補強工事を元請として施工した者の技術者として施工管理した経験を有し、その工事が平成21年12月31日までに完了した実績を有すること（共同企業体の構成員の技術者としての経験は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- ウ 主任技術者にあつては、平成12年1月1日以降に発注された延べ面積1,000平方メートル以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の新築工事を元請として施工した者の技術者として施工管理した経験を有し、その工事が平成21年12月31日までに完了した実績を有すること（共同企業体の構成員の技術者としての経験は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- エ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- オ 監理技術者にあつては、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、主任技術者又は追加技術者にあつては、構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、県は、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされなければ入札に参加させないことがある。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課（本館2階）

電話 0857-26-2271

(2) 実施要項等関係書類の交付方法等

ア 実施要項等の交付方法

実施要項、工事概要書、鳥取県立中央病院本館耐震補強工事（建築）事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）及び鳥取県立中央病院本館耐震補強工事（建築）参加表明書等作成要領、技術提案書等作成要領（以下これらを総称して「実施要項等」という。）は、平成22年1月15日（金）から同年2月2日（火）までの間にホームページから入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、平成22年1月15日（金）から同年2月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、(1)の場所で直接交付するものとする。

イ 設計図書の購入等

設計図、工事内訳書及び現場説明書（以下「設計図書」という。）の購入等については、次のとおりとする。

設計図については、平成22年2月16日（火）から同年3月1日（月）の間に（株）NCPサプライ鳥取支店（住所：鳥取市賀露町270-1、電話：0857-31-3591）から購入するものとする。また、工事内訳書及び現場説明書は、平成22年2月16日（火）から同年3月1日（月）の間にホームページで閲覧するものとする。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札の日時

平成22年3月24日（水）午前10時

イ 場所

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院 本館1階 大会議室

電話 0857-26-2271

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札に係る一切の手続は、代表構成員が行わなければならない。

(2) 入札参加希望者は、実施要項に示す入札参加表明書等を4の(1)の場所に平成22年1月15日（金）から同年2月10日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参により提出しなければならない。

(3) 入札参加希望者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札書の記入方法等

ア 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第6条第3項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額（入札規則第30条の規定に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約を締結する場合にあっては、100分の30以上の額）を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

7 落札者の決定方法

次の手順により本工事の落札者を決定する。なお、詳細は、事業者選定基準による。

(1) 技術提案書の評価及び審査

総合評価落札方式における事業者を選定するための審査は、入札参加希望者の資格、要件等の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の技術提案書の内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。ただし、第一次審査は、第二次審査のための技術提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響しない。

第二次審査は、入札参加者が提出した技術提案書の提案内容を評価及び審査するものであり、別記「第二次審査評価項目」に定める評価項目ごとの得点配分に基づき、その程度に応じて評価点を得点として付与する。なお、県は、技術提案書の評価及び審査を鳥取県立中央病院本館耐震性向上事業事業者選定委員会設置要綱に基づき設置される選定委員会にゆだね、当該評価の結果を受けて落札者を決定する。

(2) 総合評価

入札価格及び技術提案書の提案内容による総合評価は、次のア及びイの基準を満たす入札参加者を対象に、各入札参加者の(1)の得点をそれぞれの入札参加者の入札価格（単位：千万円）で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行い、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める要件等をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案内容が設計図書の内容を満たしていること。

8 適用される制度

本工事は、「鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領」、「鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領」及び「低価格落札工事に係る履行保証制度等」を適用する。

9 落札者に求められる事項

技術提案の内容が設計図書と異なる場合は、落札者自らの負担で以下の手続をとること。

- (1) 鳥取県立中央病院が耐震に係る判定を受ける財団法人日本建築防災協会の変更審査を受審し、認定の手続きの代行をすること
- (2) 建築基準法に係る変更計画の作成
- (3) その他工事に係る諸法の手続全般

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は実施要項等に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) その他
詳細は、実施要項等による。

別記 第二次審査評価項目

第二次審査評価項目 [1,000点]

- (1) 事務局評価 [150点] (提案者の施工能力に対する定量的評価)

大項目	中項目	配点	評価のポイント
実施体制 [20点]	施工の体制・実力	20	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者数 (施工部門のみ) ・繁忙度 ・県内営業所等の有無、県内企業の参画
配置技術者 (施工) [20点]	技術者としての経験年数	10	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者の経験年数 ・主任技術者経験年数
	同種又は類似業務に携わった経験件数	10	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者に係る延べ面積3,000平方メートル以上の既存建物の耐震補強の経験件数、延べ面積3,000平方メートル以上の既存病院の耐震補強の経験件数、及び延べ面積3,000平方メートル以上の既存病院の居ながらによる耐震補強の経験件数 ・主任技術者に係る延べ面積1,000㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の新築工事経験件数
会社実績及び施工能力 [110点]	延べ面積3,000平方メートル以上の既存建物の耐震補強の施工実績	30	<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績件数
	延べ面積3,000平方メートル以上の既存病院の耐震補強の施工実績	30	<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績件数
	延べ面積3,000平方メートル以上の既存病院の居ながらによる耐震補強の施工実績	50	<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績件数

注) 表中の「営業所等」とは、本店、支店及び建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第 1 条に規定す

る営業所をいう。

(2) 委員会評価 [850点] (提案者の施工方針に対する定性的評価)

大項目	中項目	配点	評価のポイント
技術提案に対する評価 [850点]	仮設計画・安全対策	40	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の配置、仮囲い、工事車両の駐車、杭打ち、揚重機の設置及び荷揚げ等の計画の適性 ・公衆災害防止の方針（工事車両と歩行者、通行車両との分離、安全対策等） ・工事で支障となる外構に関する仮設及び復旧方針の適性
	技術的な検証体制	20	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に記載された工法等に対する技術的な検証の体制
	環境への配慮	20	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の発生抑制、分別、再資源化適正処理に関する方針の適性
	地域への貢献度	30	<ul style="list-style-type: none"> ・下請業者等について県内企業が参加していること。 ・県産材、県産品の活用等地域性を考慮した計画
	アスベスト除去工事	40	<ul style="list-style-type: none"> ・工期の短縮に係る提案 ・機械室、ボイラー室等の業務及び設備に配慮した計画の適性 ・アスベストの飛散等への配慮に関する適性
	良好な療養環境、病院利用者の利便性の確保及び職員の執務環境等への配慮	200	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の療養環境への配慮に関する適性 ・患者が利用する病室、廊下、階段などの動線確保の方針の適性（利用者の出入り、利用者への案内、車寄せ、循環バスの停留所等） ・職員の執務環境等への配慮に関する適性
	工期短縮に係る施工方法の提案	200	<ul style="list-style-type: none"> ・内付鉄骨フレームに係る施工方法の提案 ・外部鉄骨ブレースに係る施工方法の提案 ・新設 R C 造壁に係る施工方法の提案 ・増打ち R C 造壁に係る施工方法の提案 ・柱袖壁補強に係る施工方法の提案 ・柱補強工法に係る施工方法の提案 ・壁スリットに係る施工方法の提案
	騒音、振動、塵埃を低減する施工方法の提案	300	<ul style="list-style-type: none"> ・内付鉄骨フレームに係る施工方法の提案 ・外部鉄骨ブレースに係る施工方法の提案 ・新設 R C 造壁に係る施工方法の提案 ・増打ち R C 造壁に係る施工方法の提案 ・柱袖壁補強に係る施工方法の提案 ・柱補強工法に係る施工方法の提案 ・壁スリットに係る施工方法の提案